

ビーイング 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「ビーイング」(以下本会という。)と称し、事務局を群馬県安中市原市1983-3に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は会の目的に賛同し入会した者とする。

入会しようとする者は、入会申込書と年会費を代表に提出し承認を得るものとする。

会員は、脱会届を代表に提出し、任意に脱会することができる。

(目的)

第3条 本会は引きこもり状態の方への、自立に繋げる支援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するための支援活動を実施する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 前項に定める役員は総会において会員の互選により選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員職務)

第6条

1 代表は、会を代表しその業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、または欠席のときはその職務を代行する。

3 書記は、議事録、活動報告書をまとめ記録する。

4 会計は、会の会計事務を処理する。

5 監査は、会の会計事務を監査する。会計事務について不正の事実を発見した時には

総会に報告する。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

(役員解任)

第7条 役員の次の各号のいずれかに該当するときは、会員の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第8条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、会長が議長となり、以下の事項について審議し、議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画、事業報告に関する事項
- (4) 予算、決算に関する事項
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他、会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第9条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第10条 会の中に事務局を置く。

- 2 事務局は第5条に定める役員（ただし監事を除く。）をもって構成する。
- 3 事務局は必要に応じて代表が招集する。

(経費)

第11条 会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第12条 会員は、年会費 3500 円を納入しなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第 13 条 会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告書及び決算)

第 14 条 代表は毎事業年度終了後 1 ヶ月以内に事業報告書及び活動計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

付則

この会則は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。